

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年7月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800033号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800037号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和36年9月30日から昭和36年10月1日に訂正し、昭和36年9月の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

昭和36年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和36年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年9月30日から同年10月1日まで

A社からC社に転勤した際の厚生年金保険被保険者記録が無い。当該転勤に係る請求期間について、継続して勤務していたので記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険被保険者記録及び複数の同僚の回答及び陳述により、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し(昭和36年10月1日にA社からC社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における事業所別被保険者名簿の昭和35年8月1日の月額変更の記録より、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、昭和36年9月30日から同年10月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険出張所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和36年9月について、事業主が資格喪失年月日を昭和36年10

月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険出張所がこれを同年9月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年9月30日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険出張所は、請求者の昭和36年9月30日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。